以上を踏まえると、四方を海に囲まれた我が国においては、ある程度の期間の保存に耐え得る主な食料について、品目ごとのリスクを踏まえ、海上輸送に要する期間等を考慮した上で、国内に存在する民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉える、総合的な備蓄を推進することが適当であることから、この考え方に立って、本法に基づき事業者に対する出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うこととする。

なお、食料供給困難兆候等の発生時にそれら要請等を行うための基礎的資料となる国内在庫の所在に関する情報等については、既存の調査に加え、本法第４条の規定に基づき、特定食料又は特定資材の国内流通実態等を調査することにより把握することとし、その結果を踏まえ、必要に応じ、本基本方針の変更を検討する。また、在庫に関する情報は民間事業者にとって重要かつ機微なものであることを踏まえ、当該調査の実施に当たっては国の情報管理に万全を期すものとする。

ア　特定食料

国内で自給可能な米穀については、食糧法にのっとり、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に基づいて国が主食用米を備蓄している[17]ほか、民間在庫が150万～200万トン程度[18]存在していると見込まれる。これらにより平時需要の約２割（140万トン）以上を確保可能であることから、食料供給困難事態の目安である全国的に供給が２割以上減少する事態にも対応可能となっている。これらの対応によってもなお、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある事態に至った場合にはミニマム・アクセス米を活用することとし、その具体的方法を事前に検討する。

米穀以外の、現状、国内生産で需要を賄うことが困難である品目については、平時からの対策として、国内生産の増大を基本としつつ、安定的な輸入の確保に努めるとともに、総合的な備蓄を推進する。小麦[19]、大豆（食用）[20]については、これまでの備蓄制度の経緯を踏まえ、輸入リスクの低減及び国産の安定供給・生産振興を図る観点から、豊凶の変動が生じた場合でも国内の需要に応じた生産等に影響を与えないよう、民間の調整保管能力を活用することとし、畜産物[21]、植物油脂類[22]及び砂糖類[23]については、その貿易状況や保存特性を踏まえつつ、本法第４条の規定等に基づく調査等を行うことにより国内在庫等の把握に努め、食料供給困難兆候等の発生時には、品目ごとの特性に応じ、速やかに本法に基づく出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うことができるよう備えることとする。

イ　特定資材

特定食料の生産に必要な肥料[24]、飼料[25]、種苗[26]、農薬[27]、動物用医薬品[28]といった特定資材についても、その安定的な供給に努めることが重要であることから、本法第４条の規定等に基づく調査等を行うことにより国内在庫等の把握に努め、食料供給困難兆候等の発生時には、品目ごとの特性に応じ、速やかに本法に基づく出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うことができるよう備えることとする。

（３）安定的な輸入の確保

国内生産では需要を満たすことができない農産物等の安定供給を図るとともに、食料供給困難兆候等においても円滑な輸入を確保する上で、平時から輸入相手国との良好な関係の維持・強化、輸入先の多角化を含む安定的な輸入に資する調達・流通基盤の強化を推進することが重要である。このため、平時から輸入相手国との連携強化のための政府間対話、官民の意見交換を通じた貿易・政策情報等の共有、主要生産国における生産・輸出状況、輸送能力等の情報の把握、我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資の促進等の取組を行う。

（４）要請又は計画作成・届出指示の対象者の把握

食料供給困難兆候等が発生した場合には、必要に応じて主務大臣は本法第15条から第18条までの規定に基づく出荷又は販売の調整等に関する要請や計画の

---

[17] 令和６年 10 月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」では、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量 100 万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとしている。

[18] 毎年６月末時点での期末在庫量。

[19] 食糧用小麦については、代替輸入に要する期間等を考慮し、輸入小麦の需要量の2.3か月分を備蓄している（うち1.8か月分について国が保管料を助成）。

[20] 大豆（食用）の流通については、国産大豆は産地、集荷団体、問屋、加工メーカー等により、輸入大豆は輸入商社、加工メーカー等により担われており、流通在庫・メーカー在庫としても一定量存在している。

[21] 畜産物については、日々生産されることに加え、食肉は主としてチルド（摂氏０度前後の凍結しない程度の温度で冷蔵されている状態のもの）で流通する、鶏卵や牛乳については保存が利かない、といった特性に留意する必要がある。

[22] 植物油脂のうち大豆油、なたね油については、原料の油糧種子を製油事業者のサイロで一定量保管している。パーム油については、低温で固形化する性質のため定温で一定量保管されている。これらの植物油脂の間には代替性がある。

[23] 保存性が高く賞味期限がない品目。精製糖事業者が原料糖や製品の形で保管していることに加え、流通在庫としても一定量存在していると考えられる。

[24] 肥料については、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43 号）に基づき、供給途絶リスクが顕在化している主要な肥料原料のりん安と塩化加里について、代替国からの調達に要する期間を考慮して、年間需要量３か月分の備蓄を進めている。

[25] 飼料のうち、輸入依存度の高い飼料穀物については、一時的な輸入の停滞等に備え、民間企業が約１か月分の需要量に相当する約 100 万トンを備蓄しており、このうち過去の大震災に匹敵する事態にも対応可能な 75 万トンについて、国が保管経費の一部を助成している（令和６年４月現在）。

[26] 主要な食料（米穀、小麦、大豆）の種子については、国内産種子需要に対する供給率は100%。

[27] 農薬については、輸出も行っていることに加え、輸入先も分散している。

[28] 動物用医薬品については、輸出も行っていることに加え、輸入先も分散している。